

2017年2月3日

土岐市長 加藤 靖也 様

質問書

1. 土岐市の生活環境保全に関する条例 第2条には「放射性廃棄物の持ち込み禁止等」とあります。また、土岐市放射性廃棄物等に関する条例（案）には「研究施設等から発生する放射性廃棄物の持ち込み拒否」とありますが、3月から始まる重水素実験で出る強烈な中性子により放射化した装置・コンクリート等は放射性廃棄物となり、土岐市に存在し続ける事になります。重水素実験は明らかにこの条例に違反していると考えますが、市としてはどう認識していますか？見解をお聞かせ下さい。
2. 市としてはこの実験で発生する放射性廃棄物の量・汚染のレベル・管理期間がどのくらいになるか把握していますか？予測を立てている場合は、その量・レベル・期間を教えてください。
3. 実験で発生する放射性廃棄物の処理に関して、核融合科学研究所から説明や計画を具体的に聞いていますか？

上記の質問に対し、2017年2月8日に文書による回答をお願いいたします。

問い合わせ先：「NO NUKES とエコ・東濃」